

特別控除額⑥」欄)に記載の控除額を源泉徴収簿の「住宅借入金等特別控除額④」欄に記入します。

(2) 年調所得税額の計算

「算出所得税額③」欄の金額から「住宅借入金等特別控除額④」欄の金額を控除し、その求めた金額を「年調所得税額⑤」欄に記入します。

この場合、「住宅借入金等特別控除額④」欄の金額が「算出所得税額③」欄の金額より多いため控除しきれないときは、「年調所得税額⑤」欄に「0」と記入し、控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

なお、住宅借入金等特別控除の適用を受けない人については、算出所得税額が年調所得税額となります。

(注) 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に、「住宅借入金等特別控除額④」欄の金額を転記してください。

「給与所得の源泉徴収票」等の法定調書の作成について詳しくは、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

(3) 年調年税額の計算

年末調整において年税額を計算する際には、復興特別所得税を含めた年税額（年調年税額）を算出する必要があります。

そのため、「年調所得税額⑤」欄の金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。こうして求めた年調年税額を「年調年税額⑥」欄に記入します（100円未満の端数は切り捨てます。）。

4 過不足額の精算

(1) 精算のしかた

イ 本年分の給与所得に対する年調年税額の計算ができましたら、その年調年税額と、先に集計した本年分の毎月の徴収税額の合計額とを比べて過不足額を求め、その精算をしなければなりません。

ロ 徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときは、その差額分だけ納め過ぎていたことになりますから、その差額（過納額）は、その過納となった人に還付します。

これに対し、徴収税額の合計額が年調年税額よりも少ないときは、その差額だけ納め足りないことになりますから、その差額（不足額）はその不足となった人から徴収します。

ハ 過不足額の計算は、具体的には、源泉徴収簿を使って次のように行います。

(イ) 「年調年税額⑥」欄の金額と毎月の徴収税額の合計額「⑧」欄の金額との差額を求めます。

(ロ) 「⑥」欄の金額の方が大きい場合は不足額（税金を納付）、「⑧」欄の金額の方が大きい場合は超過額（税金を還付）が生じたことになります。

(ハ) このような過不足額は、源泉徴収簿の「差引超過額又は不足額⑦」欄に「超過額」か「不足額」かを表示した上、記入します。

年末調整による過不足額の精算方法には、①本年最後に支払う給与（賞与を含みます。）についての税額計算を省略し、その給与に対する徴収税額はないものとして精算する方法と、②本年最後に支払う給与についても、通常の月分の給与としての税額計算を行った上で精算する方法とがあります。

(2) 過納額の還付（超過額の精算）

イ 給与の支払者から還付する場合

(イ) 過不足額を計算した結果、過納額が生じた場合には、給与の支払者は、その過納額を年末調整を行った月分（通常は12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分。）として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引き、過納となった人に還付します。

したがって、給与の支払者は、その月分として納付すべき税額から還付した額を差し引いた残額

を納付することになります。

- (ロ) 年末調整を行った月分の徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後に納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われる報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引き順次還付します。
- (ハ) 超過額を徴収税額へ充当した場合や過納額を還付した場合には、その内容を源泉徴収簿の該当欄(28～32)に記入します。

【注意事項】

- 1 年末調整をする本年最後の給与について、通常の方法と同じように税額計算を行った上で年末調整をした結果、超過額が生じた場合には、その給与から徴収すべき税額(その月分の税額)は、まだ納付されていませんので、その超過額からその徴収すべき税額を控除した残額を還付します。
なお、超過額よりもその徴収すべき税額の方が多いた場合は、その徴収すべき税額から超過額を差し引いた残額を徴収することになります。
- 2 年末調整をした給与に未払の給与が含まれている場合には、その計算上生じた超過額には、その未払の給与についての未徴収の税額が含まれていますので、その超過額からその未徴収の税額を控除した残額を還付します。
超過額から未払給与分の税額を控除した場合には、その控除した部分の税額は、その未払の給与を支払うときに徴収すべき税額に充当されます。

ロ 税務署から還付する場合(給与の支払者が還付できない場合)

- (イ) 次の場合のように、給与の支払者が納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」がないか、あってもごくわずかなため、給与の支払者のところでは過納額の還付をすることができない場合には、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、あるいは過納となった各人に直接還付することになります。
- ① 解散、廃業などにより給与の支払者でなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合
 - ② 徴収して納付する税額が全くなかったため、過納額の還付ができなくなった場合
 - ③ 納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多額であるため、還付することとなった日の翌月から2か月を経過しても還付しきれないと見込まれる場合
- (ロ) (イ)の①から③までのいずれかに該当する場合には、給与の支払者は、各人の過納額や還付を受けようとする金額の明細を記載した「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼 残存過納額明細書」^(注1)を作成し、各人の「源泉徴収簿」の写しと過納額の請求及び受領に関する委任状とをこれに添付して、給与の支払者の所轄税務署に提出してください。

なお、過納額を令和9年に繰り越して還付しているときは、令和9年分の源泉徴収簿の写しも併せて提出してください。

また、退職した人などで、前記の委任状の提出ができない人の分については、税務署から過納となった人に直接還付することになりますので、「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼 残存過納額明細書」^(注1)は用紙を別にして作成してください。

- (注) 1 令和8年12月下旬頃に国税庁ホームページに掲載予定の「源泉所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼 残存過納額明細書」を含みます。
- 2 「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼 残存過納額明細書」、「源泉徴収簿」の写し及び委任状については、e-Taxで送信することができます。
- 3 「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼 残存過納額明細書」の記載例などの詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。
- (https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_55.htm)



〔参 考〕

◎ 過納額が生じる場合

過納額は、次のような場合に生じます。

- ① 年途中で源泉控除対象親族が増えたり、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合
- ② 年途中で本人が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することとなった場合
- ③ 年間の賞与が比較的少なかった場合
- ④ 年途中で就職した人など1年を通じて勤務していない人について年末調整を行った場合
- ⑤ 住宅借入金等特別控除の控除額があった場合
- ⑥ 配偶者控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除の控除額があった場合（毎月の給与に係る源泉徴収税額の算出の際に、源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族に係る控除の適用を受けた場合を除きます。）

(3) 不足額の徴収

イ 不足額は、年末調整をする月分の給与から徴収し、なお不足額が残るときは、その後に支払う給与から順次徴収します。

ロ 年末調整をする月分の給与から不足額を徴収すると、その月の税引手取給与（賞与がある場合には、その税引手取額を含みます。）が、本年1月から年末調整を行った月の前月までの税引手取給与の平均月額の70%未満となるような人については、「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」を作成して給与の支払者の所轄税務署に提出し、その承認を受けて、不足額を翌年1月と2月に繰り延べて徴収することができます。

（注） この場合の不足額は、年末調整をする月分の給与（賞与）に対する税額計算を省略しないで通常どおり徴収税額を計算し、その上で年末調整をしてもなお不足となる税額ですから、その月の給与に対する通常の税額については徴収繰延べは認められません。

したがって、徴収繰延べを受けようとする人については、年末調整をする月分の給与（賞与）についても通常の税額計算をした上で年末調整を行わなければなりません。